各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

モニタリング検査の強化について (韓国産なつめ及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、韓国産生鮮なつめにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品 韓国産なつめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)
- 2 検査項目及び検査頻度
- (1) KWANG YANG NONG HYEOP が包装又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、テブコナゾール及びピラクロストロビンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬(テブコナゾール及びピラクロストロビンを含む。)に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。 なお、自主検査について、登録検査機関において対応できない場合にあって は、対応可能となるまでの間、行政検査にて対応すること。

(参 考)

1. 品 名: 生鮮なつめ

2. 原 産 国:韓国

3. 包装者: KWANG YANG NONG HYEOP

4. 検査結果: テブコナゾール 0.02ppm (基準値: 0.01ppm) ピラクロストロビン 0.06ppm (基準値: 0.01ppm)

5. 検疫所: 大阪検疫所(届出受付番号: 第61101771470号3欄)

6. 輸入者: 李玉浩